



横浜市教職員による児童生徒への 性暴力等発生時の対応マニュアル

「子どもを悲しませない」
が行動基準

先生、どうして？



令和7年9月
横浜市教育委員会

目 次

I はじめに P 2
II 性暴力等の定義 P 2～3
III 性暴力等発生（疑いを含む）時の対応 P 3
IV 性暴力等の被害発生時の対応について P 3～6
教職員等による性暴力等発生時対応フロー P 7

I はじめに

教職員等による児童生徒に対する性暴力等により、当該児童生徒の尊厳と権利を著しく侵害し、その心身に対して重大な悪影響を及ぼすことは、決してあってはならないことである。しかしながら、全国的に児童生徒への性暴力等に当たる行為により、懲戒処分を受ける教職員等が後を絶たない。

このような事態を防ぐためには、未然防止の視点を重視し、教職員等の意識改革や組織的な体制整備、児童生徒への啓発などを通じて、性暴力等の発生を根本から防ぐ取り組みが不可欠である。

その上で、性暴力等から児童生徒を守るために、性暴力等の防止及び早期発見に取り組むとともに、児童生徒が教職員等による性暴力を受けたと思われるときは、適切かつ迅速に対応しなければならない。

特に、児童生徒に対する被害の深刻化や心身等への影響を最小限に抑えるためにも、初期の段階で適切に対応していくことが極めて重要である。そこで、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月18日文部科学大臣決定）を基に、学校において性暴力等の被害が発生した、もしくはその疑いがある場合の初動対応について、基本的な方針を以下のとおり定める。

II 性暴力等の定義

児童生徒への性暴力等については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57条。以下「法」という。）において以下のように定義されている。

- (1) 児童生徒等に性交等をすること又はさせること
- (2) 児童生徒等にわいせつな行為をすること又はさせること
- (3) 16歳未満にわいせつ目的で面会や性的画像の送信を求める行為、児童買春、児童ポルノに係る行為等をすること又は児童生徒等にさせること
- (4) 児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせる以下の行為をすること又は児童生徒等にさせること
 - ① 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位、その他の身体の一部に触れること
 - ② 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること
- (5) 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な

影響を与えるものを作ること

これらの性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問うものではなく、刑事罰が科されなかつた行為も該当し得る。

III 性暴力等発生（疑いを含む）を確認した時

学校は、性暴力等の報告・発見があった際は、「教職員等による性暴力等発生時対応フロー」（P 7）を参照し、被害児童生徒と加害者と思われる人物を分離するなど迅速に対応する。

性暴力等発生（疑いを含む）を確認した場合は、情報管理・情報統制に留意しながら、速やかに被害児童生徒が在籍する学校の管理職に報告し、管理職から教育委員会学校所管課（各方面学校教育事務所学校教育支援課、高校教育課、特別支援教育課）に報告を行うとともに、事実確認を行い、その結果を教育委員会学校所管課に報告するものとする。

犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに、管轄の警察署に通報する等、関係機関との間で情報共有を図りながら対応を進める。

こうした一連の取組は法の目的や基本理念も踏まえ、被害児童生徒等を徹底して守り通すことに留意して行われなければならず、先入観を持たず、迅速かつ慎重に、ためらうことなく、報告・連絡・相談を徹底して組織的に必要な対応を行う。

IV 性暴力等の被害発生時の対応について

（1）性暴力等の被害（疑いを含む）発覚

- 被害児童生徒が安心して話せる環境を整える。相談場所や座る位置、距離感等に配慮する。
- 児童生徒が信頼できる複数の教職員で対応するのが望ましい。

※せっかく声をあげてくれた児童生徒が、その場で言葉をのみ込んでしまうことがないよう、複数体制で聞く理由を「正しく記録し、子どもを守るために」と説明したり、同席する先生を選べたりすることを伝え、子どもの安心感を高める。

- 聴き取りに際しては、今後、司法面接になりうることも想定し、「どんなことがあったか」を基本とし、児童生徒の負担を軽減するために、詳細を聞き取ることはできるだけ避ける。最後に「話してくれてありがとう」と伝える。
- 驚愕や怒り、動搖を出さない等、感情的な態度にならないようにし、受容的な姿

勢で話を聞く。

- 繰り返し聞いたり、矛盾を追及したりしない。
- 誘導的な聞き方や、（〇〇だったんじゃないの？等）、非難するような聞き方（「どうして？」「なぜ？」）はしない。
- 別の教職員に同じ話を聽かれることで、トラウマ体験が深められることにつながったり、記憶が変化し話の内容が変わったりするので、もう一度同じ話を聞くことは避ける。

（2）相談を受けた職員

- 相談内容を速やかに管理職に報告する。（法第18条第1項）加えて、児童生徒から相談を受けた日時やその内容について記録に残す。
 - 緊急性や事件性の高い場合や管理職が関係する場合などについては、直接警察への通報や、教育委員会学校所管課へ報告を行うことも考えられる。（法第18条第2項、第3項）
- ※事実の確認ができていなくても疑いの時点で迅速に対応する。

（3）管理職

- 報告を受けた管理職は、被害児童生徒と加害教職員等との接触を避ける措置をとり、当該児童生徒を保護する。（法第18条第6項）
 - 必要に応じて、養護教諭、スクールロイヤーやスクールカウンセラーに確認をしながら、児童生徒の心身状況等を確認する。
- ※緊急避妊の措置や身体的被害のケア等、証拠保全も考慮した受診等の対応が必要となる場合もある。
- 相談を受けた日時、性被害の内容等を速やかに教育委員会学校所管課に第一報として報告する。
 - 事実の有無の確認を行い、犯罪がある認められるときは、ただちに管轄の警察署に通報し、当該警察署と連携して対応しなければならない。（法第18条第4項、第7項）
 - 被害児童生徒保護者へ、その時点でわかっている被害の状況や学校での対応等、初動の連絡をする。
 - 「校内支援チーム」を設置・召集し、児童生徒への支援と学校内での調査を実施する。
 - 保護者への連絡、情報共有を行う。
 - 警察や弁護士、心理師（士）等の専門家の協力を得つつ、被害児童生徒及び保護者に対する支援を行う。（法第20条第1項、第2項）

(4) 校内支援チーム

① 設置・召集

原則として校長（管理職）が設置・召集し、性暴力等被害を受けた児童生徒の保護・支援と学校内での調査及び関係機関との連絡・調整等を行う。

② 構成メンバー

校内支援チームの構成メンバーは、被害児童生徒と加害教職員が誰であるか等、状況に応じて設定する。

（例：構成メンバー）

- ・校長　・校長代理　・副校長　・児童支援専任教諭　・生徒指導専任教諭
- ・担任　・学年主任　・養護教諭　・セクハラ相談窓口担当
- ・スクールカウンセラー　・スクールソーシャルワーカー
- ・特別支援教育コーディネーター　等

③ 役割

ア 児童生徒及び保護者の保護・支援に向けた対応方針の検討

- 被害児童生徒と加害教職員等（疑い含む）との接触を避ける措置の維持・継続
- 被害児童生徒や保護者の心理面のケアや学校生活の保障等
- 被害児童生徒以外の児童生徒や保護者への説明や心理面のケア等
- 校内支援体制の構築等

イ 学校内の調査

- 加害教職員等への聴取や保護者等への確認を行い、事実を確認する。
- 教育委員会学校所管課と連携し、必要な情報を収集し、事実確認の調査を行う。（法第18条第4項）

警察や教育委員会の捜査や調査への協力をう。

ウ 関係機関との連携

- 教育委員会学校所管課との連携
- 警察や弁護士、心理師（士）等、専門家との連携
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（かならいん）との連携、児童相談所との連携、被害児童生徒本人や保護者への紹介

エ 必要に応じて実施する教育委員会による追加調査への協力

- 必要に応じて合同カンファレンス等の実施
- 被害児童生徒への聴取・支援
- 加害教職員等への聴取

オ 再発防止策の検討

- 再発防止に向けた校内体制の見直し
- 研修の実施 等

(5) 教育委員会

① 事実関係の確認・調査

- ・学校が実施した事実確認の調査を踏まえ、専門家に相談し、必要に応じて被害児童生徒や加害教職員等への追加で聞き取りを行うなどして、事実確認に必要な調査を行う。その際、児童生徒の被暗示性や負担を軽減する観点から聴取方法や時期、回数について留意が必要であり、調査を実施する際には、早期から警察とも連携し、弁護士、心理師（士）等専門家の協力を得つつ、慎重に実施する。（法第19条第1項、第2項）

② 被害児童生徒・保護者の保護・支援

- ・弁護士やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールスーパーバイザー、警察（事情による）等、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、学校と連携して被害児童生徒の保護及び支援、並びにその保護者に対する支援を継続的に行う。（法第20条第1項）

③ 学校への支援

- ・在籍する児童生徒に対する支援・ケアに加え、学校の教育活動が円滑に継続していくよう、学校への支援（再発防止策の検討含む）及び教職員のメンタルケアについて必要な措置を講ずる。
- ・必要に応じて、スクールスーパーバイザーや指導主事による緊急支援チームを学校に派遣する。

④ 加害教職員等への対応

- ・学校による調査結果及び教育委員会学校所管課による追加調査結果等を踏まえ、教育委員会人事担当課（各方面学校教育事務所教育総務課、教職員人事課）において加害教職員等への聞き取りなど事実確認を実施する。
- ・事実確認の結果、加害教職員等への指導や処分等が必要と判断された場合、教育委員会において適切な指導や処分等を行う。

<教職員等による性暴力等発生時対応フロー>

段階	学校	教育委員会	対応の具体
	○学校	◆市教委	
把握	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒（本人以外も含む）から教職員等に相談 ●保護者等から学校へ相談 ●他の教職員等による発見 ●アンケート調査や外部相談窓口への相談により発覚 		<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の安全確保 (被害児童生徒と加害教職員との分離、・心理面のケア等) ○児童生徒の心身状況等を確認（養教、SL、SCに確認等しながら） ○学校への情報は、管理職が集約の上、相談を受けた日時、性被害の内容等を、第一報として学校所管課に連絡 ◆学校所管課が人事担当課に共有 ◆各相談窓口への情報は、学校所管課から学校に共有 ○管理職から保護者への初動の連絡 ○犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに管轄の警察署に通報 ◆学校所管課より学校への指導・助言（弁護士に確認等） ◆必要に応じてSSVや指導主事による緊急支援チームを学校に派遣
原則当日	<p>児童生徒への対応、状況確認、保護者への初動の連絡</p> <p>市教委へ第一報（疑い含む）</p> <p>校内支援チーム カンファレンス（事実確認、支援・対応方針案の検討）</p> <p>事実確認、応急的支援の実施</p> <p>市教委へ第二報</p> <p>校内支援チーム+（必要な場合に）市教委 カンファレンス（対応方針の決定）</p> <p>保護者へ対応方針を連絡（児童生徒のケア、状況・支援方針の説明）</p> <p>被害児童生徒以外の児童生徒・保護者のケア、説明等</p> <p>校内支援チーム カンファレンス（対応状況の確認・修正）</p> <p>市教委へ第三報</p> <p>以後、安心できる環境ができるまで対応を継続</p> <p>校内支援チーム カンファレンス（市教委への最終報告）</p>	<p>情報確認</p> <p>初動対応</p> <p>指導・助言</p> <p>必要な場合に追加調査</p> <p>確認</p> <p>指導・助言</p> <p>確認</p> <p>指導・助言</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学校としての事実確認（加害教職員等聴取、保護者等への確認）（養教、SL、SCに確認等しながら） ※被害児童生徒は積極的な聴取ではなく、受止めを基本とする。 ○児童生徒への支援・対応計画案の検討 ○校内支援体制の構築と応急的支援実施 ○事実確認した結果を第二報として学校所管課へ報告 ◆第二報を踏まえて、教育委員会は専門家に相談（弁護士、不登校支援・いじめ対策課からSSV、SC統括等を紹介）し、必要に応じて、追加調査（主に児童生徒への聴取）実施 ○◆必要に応じて、合同でカンファレンスを行い、対応方針決定 ○管理職から保護者へ対応方針を連絡（児童生徒のケア、状況・支援方針の説明） ○被害児童生徒以外の児童生徒のケア・説明（必要に応じて地域・保護者説明会等を実施） ○対応状況について、集約、確認・検討 ○再発防止策の検討 ○再発防止策を含め第三報として学校所管課へ報告 ◆学校所管課より学校への指導・助言（弁護士に確認等） ○対応等について変更や追加したことがあった場合、第三報を更新し、学校所管課へ報告 ◆学校所管課より学校への指導・助言（弁護士に確認等） ○再発防止の完了報告 ◆学校所管課より学校への指導・助言（弁護士に確認等） ◆加害教職員等への事実確認・処分等の検討・実施（人事担当課）
概ね1週間以内			
概ね2週間ごと (対応に変化がない場合は省略)			